

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要（Ⅱ）

—ペットフードの安全確保の新たな時代がスタート—

田中誠也[†]（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐）



1 はじめに

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（いわゆる「ペットフード安全法」）は、昨年6月18日に公布され、関係する政省令の制定を経て、本年6月1日に施行された。法律の概要については、第61巻10号に譲るとして、ここでは、政省令で規定された具体的な規制内容について説明する。なお、法律の対象となる愛がん動物は、政令により犬及び猫とされている。

2 基準・規格の設定

基準及び規格は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の流通により愛がん動物の健康を害することを防止する観点から、広域流通される販売用愛がん動物用飼料を対象として設定されている。この場合、ペットに対する健康影響要因を特定するため、①ペットフードによるペットの被害事例、②ペットに対する健康影響の強さ、③ペットフードに使われる原料の汚染状況、④諸外国における規制状況を考慮し、関連する科学的知見に基づき定められている。

(1) 成分規格

具体的には、かび毒、残留農薬、使用上注意が必要な添加物について成分を特定し、次のように許容される含有量が設定された。

ア 添加物であるエトキシキン、ジブチルヒドロキソトルエン（BHT）及びブチルヒドロキシアニソール（BHA）は合計量で150ppm以下（犬用の販売用愛がん動物用飼料のエトキシキンの含有量は75ppm以下）。

イ アフラトキシンB₁は0.02ppm以下。

ウ グリホサート15ppm、クロルピリホスメチル10ppm、ピリミホスメチル2ppm、マラチオン10ppm、メタミドホス0.2ppm 各以下

※規定する成分の販売用愛がん動物用飼料における含有量を算出するにあたっては、当該飼料の水分の含有量を

10%とする。

(2) 製造の方法の基準

販売用愛がん動物用飼料の製造に当たっては、次の事項を守る必要がある。

ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。

イ 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥するに当たっては、微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

ウ プロピレングリコールは、猫用の販売用愛がん動物用飼料には用いてはならない。

(3) 表示の基準

販売用愛がん動物用飼料の表示に関しては、不当景品類及び不当表示防止法に基づく公正競争規約がルールとして既に機能していることから、この規約との関係に注意して基準が作成されており、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている（図1及び図2）。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称（犬用又は猫用であることがわかるような一般的な名称）

イ 原材料名（原則として使用した原材料（添加物を含む）をすべて記載。実行可能性を考慮し、穀類、魚類等の分類名による表示も可能）

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）

エ 事業者の氏名又は名称及び住所（事業者名は、事業者の種別（製造者、輸入者、販売者）と名称を表示）

オ 原産国名（最終加工工程を完了した国）

(4) 経過措置

成分規格及び製造の方法の基準については、平成21年6月1日より6カ月、表示の基準については18カ月の経過措置を設けている。

3 事業者としての責務

本法律は、ペットの健康の保護を図るためのペットフ

[†] 連絡責任者：田中誠也（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-6744-1708 FAX 03-3502-8275 E-mail: seiya_tanaka@nm.maff.go.jp

ペットフードにおける表示の全体像

ペットフード安全法により表示が義務化される事項とともに、公正競争規約により表示される事項を合わせると、ペットフードに表示される事項は以下のとおり

- ①名称
- ②賞味期限
- ③事業者名及び住所・所在地
- ④原産国名
- ⑤原材料名

ペットフード安全法により義務化

- ⑥目的
(例：成犬用総合栄養食)
- ⑦内容量 (例：2kg)
- ⑧給与方法
- ⑨成分
(粗たん白質〇%、粗脂肪〇%、粗繊維〇% 等)

公正競争規約により表示

図1 ペットフードにおける表示の全体像

公正競争規約との比較

ペットフード安全法と現行の公正競争規約において、表示方法が異なる主な事項は以下のとおり。

なお、公正競争規約についても、ペットフード安全法の施行にあわせて表示方法を改正する予定。

事項	公正競争規約	ペットフード安全法
賞味期限	「賞味期限」又は「製造年月+賞味期間」	「賞味期限」の表示を義務化
原材料名	主な原材料の重量の合計が80%以上となるよう表示 使用した添加物は原則として全て表示	添加物を含めて、使用した原材料は原則として全て表示を義務化
原産国名	「国産」の場合、省略可	必ず記載 「国産」との記載も可

図2 公正競争規約との比較

ペットフード・リスク情報ネットワークシステムの流れ

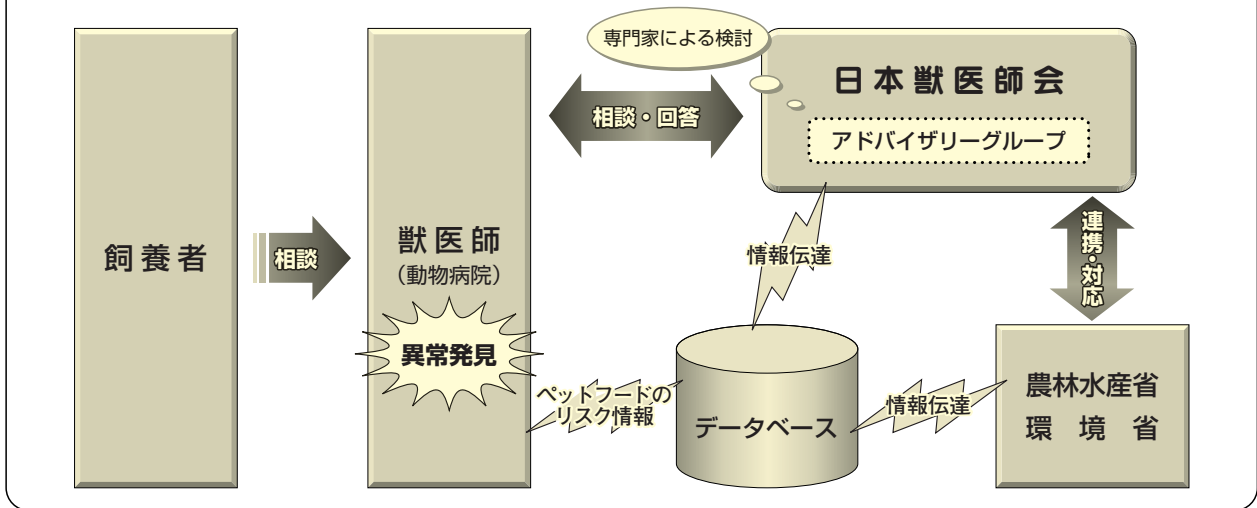


図3 ペットフード・リスク情報ネットワークシステムの流れ

ードの製造業者等の事業者に対する規制であり、法律にも安全確保の第一義的責任は事業者にあるとされ、事業者は定められた規制を遵守することはもとより、自らが常に安全確保に自覚と責任をもって迅速かつ積極的に取り組むことが重要である。このため、事業者は、ペットフードの安全性に関する知識及び技術の習得、ペットフードの原材料の安全確保、万が一の場合のペットフードの回収などに努める必要がある。

具体的な事業者の責務等として、特に、ペットフードの輸入、あるいは製造を行う事業者は、個人、法人を問わず、事業者の届出が必要となっている。動物病院等においても、ペットフードの輸入、あるいは製造を行っている場合、事業者としての届出が必要となる。

また、ペットフードに安全上の問題が生じた際には、当該製品に関するトレーサビリティが重要になるため、製造、輸入又は卸売を行う事業者は、製造、輸入又は販

売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載する、あるいはコンピューターで記録、保存しておくことが義務づけられる。動物病院等においても、飼い主にペットフードを販売するだけであれば、帳簿への記載義務はないが、卸売業務、すなわち、小売店への販売等を行った場合、帳簿への記載と保存が義務づけられる。

4 情報収集体制の整備

ペットフードに起因する事故等の情報を動物病院等から収集するため、薬事法に基づき制度化されている「医薬品副作用情報報告システム」を参考にして、「ペットフード・リスク情報ネットワークシステム」（仮称）の構築を検討中である。今年度以降、システムや報告様式等の検討、システムの整備、システムの普及啓発等を順次進めていく予定であり、ペットの健康とペットフードの安全性に関して専門的知見を有する専門家からなる「ペットフード・アドバイザーグループ」（仮称）の設置も検討している。このネットワークシステムなどを通じて収集されるペットフードの安全性に関する情報は、このアドバイザーグループ等の助言を得て分析されることとなる（図3）。なお、リスクが認められた場合は、

専門家等の意見を聴き、安全基準の設定等も含めて必要な措置が講じられることとなる。

5 おわりに

ペットの健康被害を回避するためには、ペットフード関係事業者の取組だけでなく、飼い主においては、ペットの生態や必要な栄養素、食べ物などについて理解を深め、適切な給餌を行う必要がある。また、日常の行動をよく観察し、ペットの健康被害が発生した場合には、獣医師の診療を受けて病状の悪化を防ぐことが重要であり、そういう点からも獣医師はペットの飼い主にとって最も身近でよき相談相手として大きな役割が期待される。

ペットフード安全法により、基準・規格が設定され、万一の場合の回収等を国が命じることができるようにはなったが、ペットを愛護し健康を維持するには、日頃から身近にいる飼い主、かかりつけの獣医師、関係行政機関等の連携も必要である。本法律が十分に機能し、ペットフードの安全が確保されるよう、誌面を借りて、獣医師の皆様の御協力を御願いたい。